

第 4 9 号議案

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
足立区長等の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「副区長」の次に「、教育委員会教育長」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

職名	給料月額
区長	1 0 7 万 8 , 8 0 0 円
副区長	8 6 万 4 , 9 0 0 円
教育委員会教育長	7 4 万 5 , 8 0 0 円
常勤の監査委員	6 1 万 7 , 9 0 0 円

別表第 2 中「副区長」の次に「、教育委員会教育長」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区長等の給料等に関する条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により任命される教育委員会教育長から適用する。

(提案理由)

区長等の給料を改定するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。